

まん延防止・緊急事態措置協力支援金の申請について

令和3年5月12日(水)～5月31日(月)の要請に係る協力支援金については、
本要項のとおり一括して申請を受け付けます。

なお、下表①及び次のページの表②のとおり、期間によって対象や要請内容等が
異なります。本支援金は、各表の**対象施設を管理する事業者が対象**です。

【表① 5月12日～5月15日 まん延防止等重点措置適用期間】

対象施設	札幌市内全域の飲食店、カラオケ店(※1)(※2)	
要請内容	1	【営業時間を短縮】営業時間は午前5時から午後8時まで
	2	【酒類提供の終日自粛】 酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を終日行わないこと
	3	次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドライン(※3)の遵守 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止(既に入場している者の退場も含む) ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止措置の実施 ・カラオケ設備の利用の自粛(飲食を主とする店舗)
対象期間	令和3年5月12日(水)から5月15日(土)まで(4日間)(※4)	
金額	企業規模や売上高等に応じ、 店舗ごとに1日当たりの支援金額(※5)を算出し、4日間分の支援金を支給	

※1 酒類提供の有無にかかわらず、施設内で食事をするのが目的の施設が対象となります。また、対象期間の前日(5月11日)時点で、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得していることが必要です。

※2 従来から午後8時を超えて営業を行っている施設が対象となります。

※3 業種別ガイドラインについては、内閣官房のページをご参照ください。

【URL】<https://corona.go.jp/prevention/>

※4 対象期間の全てにおいて、要請にご協力いただいたことが支援金の支給要件となります。上表①の要請内容に5月13日(木)以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、一切支給できませんのでご注意ください。

※5 店舗ごとの1日当たりの支援金額については、P.1の方法で算出します。

【表② 5月16日～5月31日 緊急事態措置適用期間】

対象施設	札幌市内全域の飲食店、カラオケ店、結婚式場（※6）（※7）（※8）
要請内容	<p><u>酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等</u> （利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店等を含む） ➢休業すること（従来から午後8時を超えて営業している場合は、営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類及びカラオケ設備の提供を行わないことでも可）</p> <p><u>上記以外の飲食店等（従来から午後8時を超えて営業している飲食店等が対象、宅配・テイクアウトを除く）</u> ➢営業時間は午前5時から午後8時までとすること</p> <p><u>全ての飲食店等</u> ➢次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む） ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置の実施
対象期間	令和3年5月16日（日）から5月31日（月）まで（16日間） 遅くとも、令和3年5月18日（火）からご協力いただくことが必要（※9）
金額	企業規模や売上高等に応じ、 <u>店舗ごとに1日当たりの支援金額</u> （※10）を算出し、14～16日間分の支援金を支給

※6 飲食店及び結婚式場については、施設内で食事をするのが目的の施設が対象となります。また、対象期間の前日(5月15日)時点で、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得していることが必要です。

※7 従来から午後8時までに閉店しており、酒類及びカラオケ設備のいずれも提供しない施設は、本支援金の対象外となります。

※8 5月16日（日）以降の「緊急事態措置」の適用に伴う要請により、新たに要請対象となった施設（例えば、従来午後8時以前に閉店している施設であって、酒類又はカラオケ設備の提供がある場合）についても、遅くとも5月18日（火）から要請にご協力（休業のみ）いただければ、支給要件を満たします。

※9 協力開始が5月16日（日）よりも遅れる場合は、ご協力いただいた日数に応じた支援金額となります（例えば、5月17日（月）からご協力いただいた場合は、1日分減額となります）。なお、5月19日（水）以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、一切支給できませんのでご注意ください。

※10 店舗ごとの1日当たりの支援金額については、**P.1の方法**で算出します。

1 店舗 1 日当たりの支援金額の算出方法について

①店舗ごとの「1日当たりの売上高」を以下の方法で計算します。

【計算式】1日当たりの売上高 = 「2019年又は2020年の5月の売上高」÷31日

※売上高は、**飲食部門の売上高（消費税及び地方消費税は除く）**のみで計算します。

※飲食部門の売上高には、原則としてデリバリーやテイクアウト、物販等の要請対象外の行為の売上高は含まれません。

②計算した「1日当たりの売上高」をもとに『(A)売上高方式』又は『(B)売上高減少額方式』のいずれかで店舗ごとの1日当たりの支援金額を計算します。大企業は(B)売上高減少額方式のみとなります。

『(A)売上高方式(中小企業、その他法人、個人事業主が選択可)』

【計算式】

期間	計算式 (計算結果は、千円未満切り上げ)	下限額及び上限額
5月12日 ～5月15日	上記①で計算した「1日当たりの売上高」×0.4	下限額：3万円、上限額：10万円
5月16日 ～5月31日		下限額：4万円、上限額：10万円

計算の結果が、各下限額を下回った場合は、各下限額となります。

『(B)売上高減少額方式(大企業、中小企業、その他法人、個人事業主が選択可)』

【計算式】

期間	計算式 (計算結果は、千円未満切り上げ)	上限額
5月12日 ～5月15日	(上記①で計算した「1日当たりの売上高」－「2021年の1日当たりの売上高」)×0.4	上限額：20万円
5月16日 ～5月31日		

※「2021年の1日当たりの売上高」は「2021年の5月の売上高」÷31日で算出します。

実際の申請にあたっては、申請書に掲載している手順等に沿って、金額の算出及びご記入をお願いいたします。

【企業規模の定義】中小企業基本法に基づき以下のとおりとなります。

●中小企業

<飲食業>

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円以下の会社又は「常時使用する従業員の数」が50人以下の会社・個人

<カラオケなどのサービス業>

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円以下の会社又は「常時使用する従業員の数」が100人以下の会社・個人

●大企業

<飲食業>

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が50人を超える会社

<カラオケなどのサービス業>

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が100人を超える会社

札幌市への申請概要

【受付期間】 ※受付期間を延長しました。

令和3年6月1日（火）から令和3年8月31日（火）まで【消印有効】

【申請書類の郵送先】 ※感染症の拡大防止の観点から、持参による申請は受け付けいたしません。

〒060-8794 まん延防止・緊急事態措置協力支援金事務局

※ 申請書類等は、以下よりダウンロードすることが可能です。

札幌市公式ホームページ

(URL) <https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/manenboshi.html>



【問い合わせ先】 **011-330-8396**（専用ダイヤル）

受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで

（令和3年6月13日までは、土日祝も対応。6月14日以降は平日のみ）

札幌市への申請について

I 支援金の概要

【給付の考え方】

札幌市内全域の対象施設のうち、休業や営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただいた施設（店舗）を管理する事業者を対象に、支援金を給付いたします。

※ 5月12日～5月15日の期間においては、酒類提供の有無にかかわらず、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設が対象です。

※ 5月16日～5月31日の期間は、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設（店舗）に加え、従来午後8時以前に閉店している施設（店舗）であって酒類又はカラオケ設備の提供のある店舗も、期間中の休業を条件に対象となります。

II 申請要件

本支援金の申請者は、次の全ての要件を満たす者であること。

1 札幌市内において対象施設を管理する法人又は個人事業者

※ 市内対象施設を管理する事業者の本社が、市外にある事業者も支給対象となります。

※ 市内に複数の施設を管理している事業者は、取組を行った施設分を一括して申請してください。この場合、各施設の給付金額を合計した金額を支給いたします。

2 各対象期間開始の前日時点で、営業に必要な許認可等を取得の上で営業実態のある対象施設を管理する事業者

※ 1つの施設を複数の事業者が共同で管理しているような場合、代表して申請を行う事業者のみ対象となります。

【対象期間】

①令和3年5月12日（水）から5月15日（土）まで（4日間）

②令和3年5月16日（日）から5月31日（月）まで（16日間）

※遅くとも、令和3年5月18日（火）からご協力いただくことが必要

3 各対象期間の全てにおいて、各要請内容の全てに取り組んだ対象施設を管理する事業者**【対象期間①】 5月12日（水）から5月15日（土）まで（4日間）**

要請内容	
1	営業時間の短縮（午前5時から午後8時まで）
2	酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を終日行わない
3	次の感染防止対策を実施するほか、「業種別ガイドライン」の遵守 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の感染防止のための整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む） ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止措置の実施 ・カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗）

【対象期間②】 5月16日（日）から5月31日（月）まで（16日間）

要請内容	
<u>酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等</u> （利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店等を含む） ➢休業すること（従来から午後8時を超えて営業している場合は、営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類及びカラオケ設備の提供を行わないことでも可）	
<u>上記以外の飲食店等（従来から午後8時を超えて営業している飲食店等が対象、宅配・テイクアウトを除く）</u> ➢営業時間は午前5時から午後8時までとすること	
<u>全ての飲食店等</u> ➢次の感染防止対策を実施するほか、「業種別ガイドライン」の遵守 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む） ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置の実施 	

【参考情報】

- * 業種別ガイドライン
【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のページ】
(URL) <https://corona.go.jp/prevention/>
- * 社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
【全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会のページ】
(URL) <http://zensyaren.net/>
- * オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
【一般社団法人 日本バーテンダー協会のページ】
(URL) <http://www.bartender.or.jp/covid19guideline20210414>
- * カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
【一般社団法人 カラオケ使用者連盟のページ】
(URL) <https://www.kua.or.jp/>
- * 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン
【一般社団法人 日本フードサービス協会のページ】
(URL) <http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>
- * 結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」について
【公益社団法人日本ブライダル文化振興協会のページ】
(URL) <https://www.bia.or.jp/guidelines/>

4 申請事業者が、次のいずれにも該当していないこと。

- (1) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本項において「法」という。）第2条第1項第6号の暴力団員をいう。以下本項において同じ。）である場合
- (2) 暴力団（法第2条第1項第2号の暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる場合
- (4) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

Ⅲ 申請手続き等

1 本支援金の申請に必要な書類等の入手先

- (1) 札幌市公式ホームページ

【URL】 <https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/manenboshi.html>

※ 申請書類等をダウンロードすることが可能です。



(2) 札幌市役所本庁舎1階パンフレットコーナー及び各区役所

2 申請書類の提出

「申請書類について（P6～）」に記載の申請書類を提出してください。

- ※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
- ※ 申請書類のご提出前に必ず写しを取り、お手元で保管してください。
- ※ 提出いただいた書類の返却はいたしません。

3 申請受付方法及び申請受付期間 ※受付期間を延長しました。

令和3年6月1日（火）から令和3年8月31日（火）まで

【郵送先】

〒060-8794 まん延防止・緊急事態措置協力支援金事務局

- ※ 令和3年8月31日（火）の消印有効です。
- ※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。
普通郵便でお送りいただいた場合、書類の不着により申請が受け付けられない場合があります。
- ※ 切手を貼付、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。料金不足の場合には、返送させていただきます。
- ※ 感染症の拡大防止のため、持参による申請は受け付けいたしません。郵送でのみ申請を受け付けいたします。
- ※ 札幌市外の対象施設については、別途ご申請いただく必要がありますので、ご確認をお願いいたします。

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合に支援金を支給します。審査の中で不明な点などがあれば、電話等により内容の確認をさせていただく場合があります。その際、期日までに必要書類の提出がない等の場合には、申請を取り下げたものとみなされる場合がありますので、ご注意願います。

また、申請書に記載いただいた支援金額等の修正が必要な場合、電話等により修正後の金額等についてご説明させていただくことがあります。

5 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。一方、審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときにも、不支給に関してご連絡いたします。

IV その他

- 1 本支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、札幌市は、本支援金の支給決定を取り消します。既に支給済みの場合は、申請者には支援金を返還していただきます。

- 2 申請書類に記載された情報を公的機関（税務当局・警察署・保健所等）に提供する場合があります。
- 3 誓約書（様式2）に記載している全ての事項について、誓約していただきます。

申請書類について

1 申請書（様式1）

支給金額の算定にあたっては、**飲食部門の売上高（消費税及び地方消費税を除く）**を記載いただきます。

振込口座については、必ず申請者名義の口座をご指定ください。法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。

2 誓約書（様式2）

本支援金の申請にあたって誓約いただく事項を必ずご確認ください。また、必ず自署してください。

3 売上高 及び 営業実態が確認できるもの

○【法人・個人事業者共通】

1日当たりの売上高を算出した年（2019年又は2020年）の5月の売上台帳等の帳簿の写し（申請を行う全ての施設分）

※ 中小企業の店舗で、1日当たりの売上高が一定額以下の場合、売上高に関する書類の提出は不要です（詳細は申請書にてご確認ください）。

この場合、当該施設の1日当たりの支援金額は、「売上高方式」の下限額（5/12～5/15：3万円、5/16～5/31：4万円）となります。この場合でも、営業実態の確認のため、直近の確定申告書の写しはご提出いただきます。

※ 売上高が明確に確認できる書類を提出できない場合は、各算出方式の下限額で当該施設の支援金額が算出されます。この場合でも、営業実態の確認のため、直近の確定申告書の写しはご提出いただきます。

※ 申請を行う全ての施設分必要です。また、年月・事業者名・店舗名・月の売上合計・事業別の売上（複数事業を営んでいる場合のみ）が記載されたものをご提出ください。

※ 大企業等、売上高減少額方式の場合には、2021年の売上高の5月の売上台帳等の帳簿の写しも必要です。

○【法人の場合】

① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し（「別表一」の控え。なお、收受印が押印されたものに限る。電子申告の場合は、電子申告の受信通知を別途添付）

② 法人事業概況説明書（月別売上高）の写し（「売上高方式」の下限額で申請される場合は、提出不要となります）

③ 履歴事項全部証明書の写し

○【個人の場合】

① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し（「第一表」の控え。なお、收受印が押印されたものに限る。電子申告の場合は、電子申告の受信通知を別途添付。個人番号を塗りつぶしたもの）

② 青色申告決算書（月別売上高）の控えの写し／白色申告収支内訳書の写し（「売上高方

式」の下限額で申請される場合は、提出不要となります)

- ※ 收受印がない、受付日時が印字されていない場合は「納税証明書(その2)所得金額用」もあわせてご提出ください。(個人事業者のみ)
- ※ 創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し又は「法人設立・設置届出書」の写し
- ※ 審査にあたり、必要に応じて追加の資料提出を求められることがあります。

4 営業に必要な許可を取得していることが分かるもの(申請を行う全ての施設分)

- 飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の写し
 - ※ 営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください(住民票の写しなど)。
 - ※ 上記の営業許可を取得していないカラオケ店については、提出不要です。

5 業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの(申請を行う全ての施設分)

- 施設の宣伝チラシ、ホームページ、SNS画面、外観(社名や施設名入り)及び内景の様子が分かる写真、飲食店情報サイト、雑誌の写し など
- 料理や飲み物を提供していることが分かるメニューの写し、写真 など

6 要請に協力いただいたことが分かるもの(申請を行う全ての施設分)

- 対象期間中に休業や営業時間の短縮、酒類提供時間の終日自粛(酒類の提供のある施設のみ)等の取組を行ったことが分かる施設での告知チラシ、掲示物、店舗のホームページ、SNS画面、DMの写しなど

7 口座振替を希望する口座の通帳の写し

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名が分かるページの写し

8 本人確認書類の写し(個人事業者のみ)

運転免許証、パスポート、保険証等のいずれかの写し

- ※ 現住所等が裏面に記載されている場合は、裏面の写しをお願いします。

9 その他

提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。書類の記入にあたっては、鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。

下記の支援金を申請された皆様へのご案内

「令和3年度 感染防止対策協力支援金(令和3年4月27日(火)から5月11日(火)までの札幌市内全域の飲食店・カラオケ店を対象とした時短要請に係る支援金)」を、申請された事業者及び店舗については、提出書類のうち、次の書類を省略することができます。

【提出を省略することが可能な書類】

1 事業者単位で省略が可能なもの

- 「3 売上高 及び 営業実態が確認できるもの」のうち、
 - ① 1日当たりの売上高を算出した年(2019年又は2020年)の確定申告書の写し

②法人事業概況説明書（月別売上高）の写し

③履歴事項全部証明書の写し

なお、①と②については、「令和3年度 感染防止対策協力支援金」に申請したときと同年度のものを使用する場合があります。

○ 「7 口座振替を希望する口座の通帳の写し」

注 「令和3年度感染防止対策協力支援金」の申請書に記載いただいた振込先口座と同一の口座を指定して申請を行う場合に限りです。

○ 「8 本人確認書類の写し（個人事業者のみ）」

注 「令和3年度感染防止対策協力支援金」と同一の申請者が申請を行う場合に限りです。

2 店舗単位で省略が可能なもの

○ 「3 売上高 及び 営業実態が確認できるもの」のうち、

1日当たりの売上高を算出した年（2019年又は2020年）の5月の売上台帳等の帳簿の写し

※「令和3年度 感染防止対策協力支援金」に申請したときと同年度のものを使用する場合があります。

大企業等、売上高減少額方式にて支援金額を算出する店舗の場合には、2021年5月の売上台帳等の帳簿の写し

○ 「4 営業に必要な許可を取得していることが分かるもの」

注 5月31日の時点で、許可証の期限が有効である場合に限りです。

○ 「5 業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの」

注 「令和3年度感染防止対策協力支援金」の申請書に記載した施設に限りです。

【参考：支援金額の計算手順フロー】※申請にあたっては、申請書に沿って計算してください。

